

久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託
- (2) 業務内容 浄水管理センターが管理する16施設の管理運営及び浄水場運転に係る一切の業務（詳細は「放光寺浄水場運転管理業務委託特記仕様書」のとおり）
- (3) 業務期間 令和2年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで
- (4) 業務場所 浄水管理センターが管理する16施設

3. 予算額

- (1) 本業務委託の予定価格は、次のとおりである。
予定価格 511,640,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (2) 本業務委託の最低制限価格は、次のとおりである。
最低制限価格 383,730,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

公告日	令和元年11月 1日（金）
募集要項の交付期間	令和元年11月 1日（金）～ 令和元年11月11日（月）
資格審査の結果通知	令和元年11月13日（水）
質問書の提出期限	令和元年11月20日（水）
質問書に対する回答	令和元年11月22日（金）
企画提案書の受付期間	令和元年11月25日（月）～ 令和元年12月 2日（月）
ヒアリングの実施	令和元年12月16日（月）【予定】
候補者選定の審議	令和元年12月16日（月）【予定】
審査結果通知の送付	令和元年12月23日（月）【予定】
契約締結	令和元年12月27日（金）頃

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、プロポーザル参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者（入札等権限を委任する場合は受任者）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 法人として登記されている者で、九州に支店等を置く団体であること。
- (9) 自社で雇用している水道技術管理者および水道施設管理技士2級以上を有する総括責任者を配置できること。
- (10) 参加申込書の提出締め切り日から過去10年以内に、2年以上継続して、元請として公称施設能力50,000 m³/日を超える沈殿ろ過方式での浄水場運転管理業務の受託実績があること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式-9）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること（土日祝日を除く）。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和 元年11月20日（水）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和 元年11月22日（金）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式-1） 1部

【添付書類】

(1) 役員等調書及び照会承諾書（様式-2）

(2) 登記事項全部証明書

(3) 納税等証明書

(4) 水道技術管理者および水道施設管理技士2級以上の資格を有することの証し及びその当該者が団体に雇用されていることを示す証明書等の写し

(5) 浄水場運転管理業務の受託実績を示す契約書の写し

イ 団体概要（様式-5） 1部

【添付書類】

(1) 直近2ヵ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）

(2) 定款、規約等

ウ 企画提案書（様式-6） 10部（「10. 企画提案書作成方法」を参照）

エ 価格提案書（様式-7） 1部

長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所¹に封印をして提出すること

オ 委任状（様式-8） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・準市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込書、オ 委任状については、

令和 元年11月 1日(金)から令和 元年11月11日(月) 17時15分まで

イ 団体概要、ウ 企画提案書、エ 価格提案書については、

令和 元年11月25日(月)から令和 元年12月 2日(月) 17時15分まで

(プロポーザル参加資格を有すると認められた者のみ提出すること)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 参加資格審査結果の通知

参加を希望する者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加資格を審査する。

資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有すると認められる場合は、当該プロポーザルに参加する資格を有すると認められる者に対し、プロポーザル参加要請書(様式-3)を送付する。

参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式-4)を送付する。

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務企画提案書」と記載(様式-6)

イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 提出部数 10部(正1部、副9部)。副9部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

オ 制限枚数 表紙及び目次を除き、15ページ以内とする。

カ その他 日本語で記載し、各頁に頁番号を記入すること。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書の構成は、別紙『久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザル審査評価基準』によること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

1 1. 審査方法

企画提案書等については、ヒアリングの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) ヒアリング実施日

令和 元年 12 月 16 日 (月) 【予定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 10分

(4) 質疑応答 10分

(5) 参加人数 2人以内

(6) 留意事項

- ア ヒアリングにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1 2. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。価格提案書の金額も同額の場合はくじ引きによって決定する。

1 3. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を行った全ての者に文書にて通知する。
(様式-11、様式-12)
- (2) 通知時期 令和 元年 12 月 20 日 (金) 【予定】

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」の予定価格を超過した場合
- キ 価格提案書の金額が「3. 予算額」の最低制限価格を下回った場合

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒839-0827 福岡県久留米市山本町豊田614

久留米市上下水道部 浄水管理センター（担当：齊藤、有富、國武）

電話 0942-43-5826 ファクシミリ 0942-43-7910

電子メールアドレス suidokan@city.kurume.fukuoka.jp